

## 秋田県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
京内科クリニック	秋田県能代市大町1番8号	内科、循環器内科、呼吸器内科	令和元年6月1日
守口歯科クリニック	秋田県湯沢市佐竹町7番30号	小児歯科、歯科	平成30年11月30日
下山サカエ薬局	秋田県大仙市大曲上栄町8番17号	調剤薬局	令和元年5月20日
すずらん訪問看護ステーション	秋田県大館市南神明町16番18号サービス付き高齢者向け住宅たものき南神明館1階	訪問看護	令和元年5月1日